

財政援助団体等監査結果 に基づく措置通知

(平成27年1月30日)

AWARDS

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた
旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成27年1月30日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

香川 洋二 (かがわ ようじ)

十川 信孝 (そこう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

【財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧】

H27.1.30

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
No.1	H14	H15.2.21	第3号	意見	心身障害者ガイドヘルパー派遣事業における備品購入について	P13	健康福祉局	障がい福祉課	H27.1.8
No.2	H16	H17.2.21	第5号	指摘	補助事業の実績確認等を適正にすべきもの	P12			
No.3				指摘	運用財産の預金利息を適正な科目で経理すべきもの	P12			
No.4				指摘	収支計算書総括表等を作成すべきもの	P12			
No.5				意見	補助金交付手続の適正化について	P13			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

監査実施年度 対象局等	平成14年度 健康福祉部 障害福祉課 社会福祉法人高松市社会福祉協議会		
指 摘 又 は 意 見			
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成15年2月21日
区 分	□指摘	■意見	通知日 平成27年1月8日
指摘・意見 の 項 目	心身障害者ガイドヘルパー派遣事業における備品購入について		
内 容	協議会に委託している平成14年度心身障害者ガイドヘルパー派遣事業の委託料支出において、協議会が購入する備品購入費については、耐用年数で按分した単年度に要する経費相当分を支出されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	13ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei14/z221s.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 通 知	
所 管 課 等	健康福祉局 障がい福祉課
措 置 結 果	<p>当事業は、意見を付された後、平成14年度末で委託事業が終了したため、是正措置を講ずるには至らなかった。</p> <p>なお、その他の委託事業における備品購入については、あらかじめ委託先との協議を行い委託料を決定することとしている。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

監査実施年度 対象局等	平成16年度 健康福祉部 障害福祉課 財団法人高松市身体障害者協会		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第5号	告 示 日	平成17年2月21日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年1月8日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	補助事業の実績確認等を適正にすべきもの		
内 容	<p>概算払による補助金の交付を受けた者は、高松市補助金等交付規則第8条の規定により、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に補助事業等実績報告書を提出しなければならないが、高松市身体障害者文化祭事業の補助金交付に係る実績報告書は、その期間を徒過して提出されているので、今後は、協会に対し、同規定を遵守させるよう指導するとともに、これにより収支決算の確認を行うなど、同規則第9条第4項及び高松市会計規則第80条の規定による概算払の精算を適正に行われたい。</p> <p>また、同文化祭事業の補助金交付決定伺決裁には、補助金の交付を概算払とする高松市補助金等交付規則第9条第2項に規定する「特に必要があると認める」理由が記載されていないので、今後は、概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。</p>		
公表文該当 ページ	12ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei16/z221.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 障がい福祉課
措 置 結 果	<p>高松市身体障害者文化祭事業の補助金交付に係る実績報告については、平成25年度において、事業完了の日から起算して20日以内に事業等実績報告書を提出するよう指導するとともに、これにより収支決算の確認を行うことにより、概算払精算を適正に行った。</p> <p>また、同文化祭事業の補助金交付決定伺決裁には、補助金を概算交付する正当な理由を明記した。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

監査実施年度 対象局等	平成16年度 健康福祉部 障害福祉課 財団法人高松市身体障害者協会		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第5号	告 示 日	平成17年2月21日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年1月8日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	運用財産の預金利息を適正な科目で経理すべきもの		
内 容	<p>公益法人の収支決算書等の科目ごとの経理については、基本財産の運用による利息収入は基本財産運用収入として、基本財産以外の運用財産の運用による利息収入は雑収入として事務処理しなければならないにもかかわらず、協会の収支計算書では、基本財産運用収入の科目に運用財産の預金利息をも含めた金額が記載され、適正な科目での経理がなされていないので、今後、運用財産から生ずる預金利息は、雑収入として経理するよう事務処理されたい。</p>		
公表文該当 ページ	12ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zais ei16/z221.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 障がい福祉課
対 象 団 体	一般財団法人高松市身体障害者協会
措 置 結 果	<p>一般財団法人高松市身体障害者協会の収支決算書等の科目ごとの経理については、平成25年度において、基本財産の運用による利息収入は基本財産運用収入として、基本財産以外の運用財産の運用による利息収入は雑収入として、事務処理を行った。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

監査実施年度 対象局等	平成16年度 健康福祉部 障害福祉課 財団法人高松市身体障害者協会		
指 摘 又 は 意 見			
告示番号	高松市監査委員告示第5号	告示日	平成17年2月21日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成27年1月8日
指摘・意見 の項目	収支計算書総括表等を作成すべきもの		
内 容	<p>公益法人会計基準の第4収支計算書第3項の規定では、一般会計・特別会計ごとに、その収入及び支出の内容を明りょうに表示した収支計算書を作成するとともに、特別会計を設けているときは、全会計の収支状況を示した収支計算書総括表を作成することとされているが、協会は、一般会計に加え、特別会計を設けて、特別会計の種別ごとに収支計算書を作成しているにもかかわらず、収支計算書総括表を作成しておらず、また、一般会計の収支状況に特別会計の収支状況を含めて、一般会計収支計算書が作成されているなど、適正な収支計算書等の作成がなされていないので、今後は、公益法人会計基準に定める関係諸規定や様式に基づき、適正に収支計算書等を作成されたい。</p>		
公表文該当 ページ	12ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei16/z221.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 障がい福祉課
対 象 団 体	一般財団法人高松市身体障害者協会
措 置 結 果	<p>収支計算書等については、平成25年度において、公益法人会計基準に基づき、一般会計・特別会計ごとに、その収入及び支出の内容を明瞭に表示した収支計算書を作成した上で収支計算書総括表を作成した。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

監査実施年度 対象局等	平成16年度 健康福祉部 障害福祉課 財団法人高松市身体障害者協会		
指 摘 又 は 意 見			
告示番号	高松市監査委員告示第5号	告示日	平成17年2月21日
区 分	□指摘	■意見	措置通知日 平成27年1月8日
指摘・意見 の項目	補助金交付手続の適正化について		
内 容	<p>協会の実施事業に対する補助金交付決定において、補助対象とする具体的な事業内容やその経費を明確にしないまま、協会に対し、補助金交付の決定を通知し、補助金の概算交付を行った結果、補助事業の完了後、協会から提出された補助事業等実績報告書の収支決算書に、補助対象経費として適当ではない、協会独自の事業に係る会議費や参加者負担金など、補助事業の対象外の事業収支をも含めて記載されていたにもかかわらず、補助事業の実績確認が十分になされないまま、適正なものとして事務処理されているので、今後、協会に対して、補助金交付の決定を通知する場合は補助対象事業や補助対象経費を明確に示すとともに、補助事業の実績確認を行う場合は、補助事業等実績報告書の記載内容の精査はもとより、必要に応じて、補助事業の執行に係る収支状況に関する領収証等の証書類や帳簿等の関係書類の提出を求め、その検査を十分に行うなど、補助金交付手続が適宜適切になされるよう、事務処理方法を見直されたい。</p>		
公表文該当 ページ	13ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei16/z221.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 障がい福祉課
措 置 結 果	<p>一般財団法人高松市身体障害者協会に関する補助金交付手続については、平成25年度において、当該協会から状況報告書の提出を受け、事業内容を把握するよう改めた。</p> <p>また、現在の収支決算書には、該当する事業のみの事業収支が記載されている。</p>